

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成16年3月10日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (1)	特別職の身分の取扱い
<p>1 . 特別職(首長・議員等)について</p> <p>(1) 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。(議会の議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)</p> <p>(2) 町長、助役、収入役、教育長及び議会の議員の報酬額等は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>2 . その他特別職(行政委員会)について</p> <p>(1) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。(農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。)</p> <p>(2) 報酬額及び費用弁償の額は、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目						
現況比較表	平成15年4月1日現在 (月額)							
	常勤特別職							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	町長	4年	730,000円	1	750,000円	1	822,000円	1
	助役	4年	587,000円	1	602,000円	1	660,000円	1
	収入役	4年	550,000円	1	-	-	-	-
	教育長	4年	525,000円	1	564,000円	1	605,000円	1
	(月額)							
	議会議員							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	議長	4年	291,000円	1	295,000円	1	322,000円	1
	副議長	4年	199,000円	1	203,000円	1	238,000円	1
	常任委員長	4年	195,000円	2	195,000円	2	220,000円	2
	議運委員長	4年	195,000円	1	195,000円	1	220,000円	1
	議員	4年	190,000円	7	190,000円	11	215,000円	11
	行政委員会							
		任期	美方町	人数	村岡町	人数	香住町	人数
	教育委員会	4年	・委員長 年207,000円 ・委員 年168,000円	5	・委員長 年240,000円 ・委員 年190,000円	5	・委員長 月27,000円 ・委員 月22,000円	5
	選挙管理委員会	4年	・委員長 年64,000円 ・委員 年56,000円	4	・委員長 年80,000円 ・委員 年67,000円	4	・委員長 年73,000円 ・委員 年58,000円	4
	監査委員	4年	・識見者 年262,000円 ・議員 年184,000円	2	・識見者 年285,000円 ・議員 年225,000円	2	・代表委員 月27,000円 ・議員 月22,000円	2
	農業委員	3年	・会長 年191,000円 ・委員 年161,000円	14	・会長 年220,000円 ・委員 年180,000円	15	・会長 月19,000円 ・委員 月14,000円	16
固定資産評価審査委員会	3年	・日額 6,200円	3	・日額 6,000円	3	・委員長 日7,300円 ・委員 日6,800円	3	
公平委員会	4年	地方公務員法第7条第4項の規定に基づき共同設置：但馬公平委員会 委員3人						

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>課題・問題点等</p>	<p>新設合併の場合における、町長、助役、収入役、教育長及び行政委員の取扱いについて</p> <p>町長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．新設合併の場合、その所属する市町村は消滅するため、町長は合併の日の前日に失職します。 2．新町長選出までの間の長の不在状態を防ぐため、地方自治法施行令第1条の2の規定に基づき、関係町の長たる者、又は長であった者の中から協議により職務執行者を定め、職務を行うこととされています。 3．新町長は、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、合併の日から50日以内に選挙により選出されます。 <p>助役</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．合併の日の前日に失職します。 2．町長職務執行者は助役や収入役を選任できませんので、新しい町長が選挙されてから、議会の同意を得て選任されることになります。 <p>収入役</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．合併の日の前日に失職します。 2．地方自治法第170条第5項の規定に基づき、普通地方公共団体の長は、収入役に事故があるとき、又は収入役が欠けたとき、その職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならないことになっている。 3．合併の日に町長職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、職務代理者が収入役の職務を代理することとなります。 <p>教育長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．合併の日の前日に失職します。 2．合併したときの最初の教育長は教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第19条の規定に基づき、町長職務執行者によって臨時に選任された教育委員の互選によって決められることになります。 <p>教育長は地方公務員法の規定により一般職の地方公務員であるが、給与については、教育公務員特例法第17条の規定により、他の一般職に属する職員とは別に条例で定めることとされており、その規定が特別職の給与の規定に類似していることから、「特別職の身分の取扱い」において協議します。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>課題・問題点等</p>	<p>行政委員会の委員</p> <p>選任又は選挙の考え方</p> <p>地方自治法第180条の5の規定に基づき、市町村の執行機関として法律で設置を義務づけられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会（公平委員会）があるが、これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失うこととなる。このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなるが、執行機関として職務の継続性が求められるためなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員については、臨時的な特別選任手続きが設けられている。</p> <p>1．教育委員会の委員</p> <p>教育委員会の最初の委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条以下に特例的な設定が設けられており、町長職務執行者が合併の日の前日に3町の教育委員会の委員であった者の中から、新町の教育委員会の委員を臨時的に選任することとされている。なお、臨時的に選任された委員の任期は、新町の設置後、町長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期末日までとされている。</p> <p>2．選挙管理委員会の委員</p> <p>議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、3町の選挙管理委員会委員であるもの又は選挙管理委員会委員であった者の互選により定められる。なお、これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時的に、選挙管理委員会委員の職務を行うこととなる。</p> <p>3．農業委員会の委員</p> <p>（農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。）</p> <p>4．固定資産評価審査委員会の委員</p> <p>固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定に基づき、新町の町長が選挙されるまでの間は、町長職務執行者によって3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなる。また、同条第9項の規定により、新町の町長が選挙された後で新町の設置後最初に召集される議会の同意を得て、固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新町の町長により3町の固定資産評価審査委員会委員であった者の中から選任された者がその職務を行うこととなる。</p> <p>5．監査委員</p> <p>監査委員については、特別選任手続の規定はない。新町長の就任を待って、委員が選任されるまでの間は、委員が置かれていない状態となる。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>参考法令</p>	<p>地方自治法 (知事及び市町村長) 第139条 都道府県に知事を置く。 2 市町村に市町村長を置く。</p> <p>(任期) 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。</p> <p>(副知事及び助役の設置) 第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる</p> <p>(副知事及び助役の任期) 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下省略)</p> <p>(出納長・副出納長及び収入役・副収入役) 第168条 都道府県に出納長を置く。 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 3～6略 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。</p> <p>(出納長・収入役等の職務権限) 第170条 1～4略 5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。 6 出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役(前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。)にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>参考法令</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。</p> <p>(組織) 第3条 教育委員会は、5人の委員を以って組織する。(以下省略)</p> <p>(任命) 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に 関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>(任期) 第5条 委員の任期は、4年とする。(以下省略)</p> <p>(教育長) 第16条 教育委員会に、教育長を置く。 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。(以下省略)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 第6章 市町村の廃置分合があった場合における特例</p> <p>(最初の委員の選任等) 第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなつたもののうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行なわれる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が招集する。</p> <p>(最初の教育長の互選) 第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
<p>参考法令</p>	<p>地方自治法施行令 (長の職務を暫定的に行う者) 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。</p> <p>(委員会及び委員の設置) 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、下記の通りである。</p> <p>(1)教育委員会 (2)選挙管理委員会 (3)人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4)監査委員</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、下記の通りである。</p> <p>(1)農業委員会 (2)固定資産評価審査委員会</p> <p>(選挙管理委員会の設置及び組織) 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。</p> <p>(任期) 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。(以下省略)</p> <p>(監査委員の設置及び定数) 第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 2 監査委員の定数は、(中略) 町村にあつては2人とする。</p> <p>(任期) 第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。(以下省略)</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
参考法令	<p>(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)</p> <p>第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する。</p> <p>2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。</p> <p>3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務者がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> <p>6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。(以下省略)</p>		

参 考 資 料

協議項目	特別職の身分の取扱い	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>1 特別職については、法令に基づき、合併関係市町の特別職については、合併の日の前日に全員失職する。</p> <p>2 常勤特別職、行政委員会委員ならびに審議会・委員会等の附属機関、その他の特別職の設置、人数、任用、任期については法令の定めるところにより調整する。法令の定めのない場合は新市において新たに設置する。</p> <p>3 議会議員、農業委員会委員および消防団員については、合併協定項目No6、No7及びNo21で協議する。</p>	
	朝来市	<p>1 特別職(首長・議員等)について</p> <p>(1) 市長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。 (議会議員の定数及び任期の取り扱いについては別途協議する。)</p> <p>(2) 市長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>2 その他特別職(行政委員会)について</p> <p>(1) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。(農業委員会委員の定数及び任期については別途協議する。)</p> <p>(2) 報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p>	
丹波市	<p>1 新市の職務執行者については、6町の町長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>2 市長のほか常勤の特別職として、助役2名、収入役、公営企業管理者を置く。</p> <p>3 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに合併時に調整する。</p> <p>4 審議会・委員会等の附属機関は次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 現に設置されているものは、原則として新市において引続き設置するものとする。</p> <p>(2) 現に5～1町において設置されているものは、合併時に調整する。</p> <p>(3) 人数、任期、報酬額は、法令の定めによるほかは合併時に調整し、新市において新たに選任するものとする。</p>		